

令和7年度第1回  
太宰府市空家等対策協議会 次第

令和8年3月23日(月)

14:00～

太宰府市役所 4階 大会議室

1 開会

2 議事

- (1) 令和6年度空家等対策の進捗報告について
- (2) 管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準について
- (3) 管理不全空家等候補物件の進捗状況について

3 閉会

# 太宰府市空家等対策協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

選出区分	氏名	役職	所属団体等
副市長	原 信行	副市長	太宰府市
校区自治協議会 を代表する者	山内 誠一	観世音寺区 自治会長	太宰府市自治協議会
市議会議員	門田 直樹	議員	太宰府市議会
識見を有する者	遠藤 真紀	教授	学校法人麻生学園 九州情報大学 経営情報学部
識見を有する者	志賀 勉	准教授	国立大学法人 九州大学大学院 人間環境学研究院
関係機関	大村 修二郎	表示登記専門官	福岡法務局筑紫支局
関係機関	岩木 久洋	生活安全課長	福岡県警筑紫野警察署
関係機関	髙原 健二	予防課長	筑紫野太宰府消防組合消防本部
関係団体	陣内 秀昭	司法書士	福岡県司法書士会
関係団体	角 倉 潔	弁護士	福岡県弁護士会
関係団体	藤田 ゆかり	理事	(公社)福岡県建築士会
関係団体	木村 孝	会長	(福)太宰府市社会福祉協議会
関係団体	松嶋 謙	太宰府地区長	(公社)福岡県宅地建物取引業協会 筑紫支部
関係団体	宮里 大	太宰府支店長	(株)福岡銀行
関係団体	深田 亮平	太宰府支店長	(株)西日本シティ銀行

事務局	伊藤 健一	部長	太宰府市都市整備部
事務局	古賀 千年志	課長	太宰府市都市整備部都市計画課
事務局	北郷 寛樹	係長	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係
事務局	柴田 義則	参事補佐	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係
事務局	谷山 七海	主事	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係
事務局	今林 潤世	主事	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係

○太宰府市空家等対策協議会規則

平成30年3月27日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、空家等対策に係る次に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の適正な管理に関する事項
- (3) 特定空家等の措置に関する事項
- (4) その他空家等対策の執行に関し必要とする事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、第1号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 副市長
- (2) 校区自治協議会を代表する者
- (3) 市議会議員
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係機関又は関係団体を代表する者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

# 太宰府市内空家等窓口対応状況

## 1 太宰府市内空家等把握件数（H28 実態調査～令和 6 年度末）

	空家判明件数	解決件数	空家残存件数
H28 実態調査	712		
H28 実態調査後～R4 年度 ※判明後、解消したものを含む	141	△474	379
R5 年度の把握分 (R5 年度末時点) ※判明後、解消したものを含む	25	△60	344
R6 年度の把握分 (R6 年度末時点) ※判明後、解消したものを含む	22	△31	<b>335</b>
累計	900	△565	—

### <備考>

- ・実態調査後の把握数については、主に、空家の近隣住民や自治会長からの相談で、新たに把握した空家を判明件数とし、職員で定期的に行っている巡回によって居住・解体を確認できた物件を解決件数としています。
- ・あくまでも市内空家件数として把握している分は、全域での調査を再度行っている訳ではないため、参考値としての取り扱いとなります。

## 2 空家相談物件数（R6 年度）

相談物件件数	66件
解決	40件
未解決	26件

※相談物件 1 件につき、複数回の連絡や問い合わせがあります。

※解決は草木の伐採などの一時的な解決を含みます。

### 3 適正管理依頼文書送付件数（過去3年間）

令和4年度	44件
令和5年度	46件
令和6年度	60件

※適正管理依頼については、上記文書送付以外に、電話や直接訪問などの口頭による依頼も実施しています。

### 4 市と連携している団体による空家相談会実施回数（過去3年間）

令和4年度	13回
令和5年度	26回
令和6年度	25回

### 5 特定空家等認定の実績について

現在の特定空家等認定数：0

### 6 関係機関等との連携について

太宰府市空家等対策計画50ページに記載の表のとおり、空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空家等対策を実施しています。

連携先	内容
弁護士・会計士・司法書士・税理士・土地家屋調査士・行政書士・金融機関	相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等
不動産団体等	所有者の空家等利活用相談、空家バンクの充実等
建設業者	空家等の解体、改修の相談及び対応等
建築士	空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等
警察	危険回避のための対応等
筑紫野太宰府消防組合消防本部	災害対策、災害時の応急措置等
自治会	空家等情報の提供、跡地の利活用等

# 管理不全空家等候補物件の進捗状況

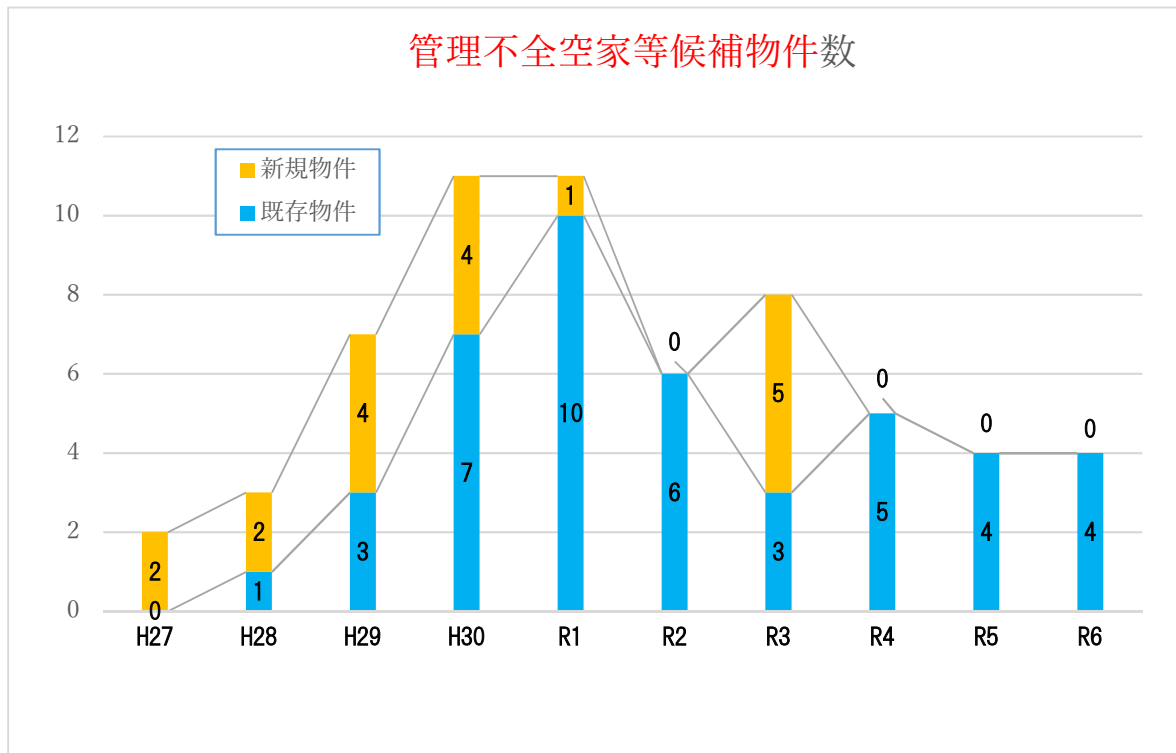
## 1 「管理不全空家等候補物件」とは

太宰府市では、現時点で特定空家等に認定している空家はありません。しかし、これまでの協議会を踏まえ、重点的に空家等対策を講じる必要がある物件を「特定空家等候補物件」として整理してきました。

令和5年度の空家特措法改正により、新たに「管理不全空家等」の定義が設けられており、これに該当する物件を放置した場合、特定空家等に認定される可能性がある状態とされています。そこで今後は、これらの物件を「管理不全空家等候補物件」として整理してまいります。

## 2 管理不全空家等候補物件

- ・ 年度別の管理不全空家等物件（R5年以前は特定空家等候補物件）数の推移



		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
未解決	既存	0	2	3	7	11	11	6	8	5	4
	新規	2	2	4	4	1	0	5	0	0	0
解決	解決	0	1	0	0	1	5	3	3	1	0
	累計	2	3	7	11	11	6	8	5	4	4